

長久手市視聴覚ライブラリー教材貸出要領

(目的)

第1条 この要綱は、長久手市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則（昭和55年長久手町教育委員会規則第4号）第8条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 貸し出しの対象は、市内の学校、社会教育団体及びその他館長が適当と認めたものとする。

(申し込み、貸し出し及び返却等)

第3条 教材の申し込み、貸し出し及び返却等は次のとおりである。

(1) 申し込みは、利用する月（利用期間が月をまたぐときは、その初日の属する月）の3ヶ月前の初日から3日前までとする。

(2) 貸し出しは、借用書（様式第1号）によるものとする。

(3) 貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて10日以内とする。

(4) 貸出本数は、1回につき5本までとする。

(5) 借用した教材は、返却期間を延ばしたり、転貸してはならない。

(6) 営利を目的として使用してはならない。

(使用料)

第4条 貸し出しは、無料とする。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。